

第5次吉野町総合計画後期基本計画 策定方針

目次

1. 総合計画策定の趣旨
2. 総合計画策定の時期
3. 総合計画の構成と計画期間
4. まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係
5. 計画策定にあたっての基本的な考え方
6. 住民参加の手法
7. 策定体制
8. 策定スケジュール

1. 総合計画策定の趣旨

吉野町では「第5次吉野町総合計画前期基本計画(以下、「現総合計画」という。)」が、令和7年度(2025年度)に計画期間の最終年度を迎えることから、吉野町まちづくり基本条例第25条の規定に基づき、令和8年度(2026年度)を初年度とする「第5次吉野町総合計画後期基本計画(以下、「次期総合計画」という。)」を策定します。

近年、少子化・人口減少、自然災害の激甚化、インフラの老朽化、町民の価値観やライフスタイルの変化など、町を取り巻く社会環境の変化が著しくなっています。次期総合計画は、このような様々な変化が起こる状況を直視し、現総合計画における課題等を踏まえた、持続可能なまちづくりの指針にふさわしい実効性の高いものとするのが求められています。

このような時代・環境の変化や住民ニーズに的確に対応し、吉野町民との協働をより一層推進していくとともに、地域の個性や資源を保全・活用します。また、官民共創の視点を取り入れた新しいまちづくりの指針となる計画を策定します。

2. 総合計画策定の時期

令和6年度(2024年度)から、現総合計画の進捗・達成状況の確認や社会動向の調査等の基礎調査を実施し、令和7年度(2025年度)中の策定を目指します。

3. 総合計画の構成と計画期間

総合計画は、本町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、基本構想と基本計画で構成します。また、毎年、行政評価(施策評価・事務事業評価)を実施し、取組の進捗管理を行います。

なお、次期総合計画の策定は、基本計画の見直しであるため、原則、現総合計画の基本構想の見直しは予定していません。

(1) 基本構想(令和3年度〔2021年度〕～令和12年度〔2030年度〕)

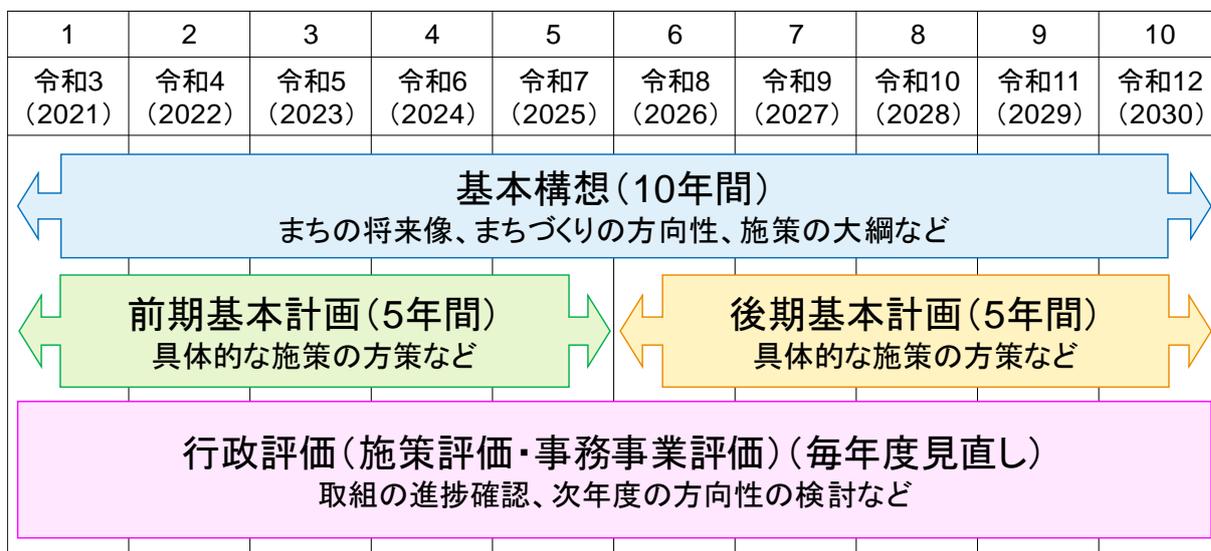
まちの将来像を示すとともに、それを実現するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。計画期間は、長期的な視野に立ったまちづくりを進めていく必要があることから10年間程度とします。

(2) 基本計画(令和8年度〔2026年度〕～令和12年度〔2030年度〕)

基本構想に掲げるまちの将来像を実現するため、施策の大綱に沿って施策の目的や方針を明らかにするものです。計画期間は、中期的な観点から基本構想の実現を図るため、前期5年間、後期5年間とします。

(3) 行政評価(施策評価・事務事業評価)

基本計画に示された取組の進捗状況を確認した上で、より効率的・効果的な取組の推進に向けて、毎年度見直しを行い、計画の実効性を高めます。



4. まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

本町では、少子高齢化の進展、若者・子育て世代の流出により、人口減少への対応が喫緊の課題となっています。

令和3年度(2021年度)に策定した「第2期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「現総合戦略」という。)」は、本町への新たな人の流れを生み出し、人口減少に歯止めをかけるため、魅力あるまちづくりに向けた独自の取り組みをまとめたものです。

現総合戦略の計画期間は、令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)となっていることから、新たな総合戦略を総合計画と一体的に策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

5. 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 人口減少・高齢化の進展

生産年齢人口の減少と少子化により今後行政運営が厳しい人口構造になると予測されています。これにより、深刻な労働力不足、商店や医療機関の減少といった生活基盤の維持困難化などの問題への対応が求められることになると考えられます。本町では、このような日本全国の人口減少や高齢化に伴う人口構造の変化よりも速いスピードで進んでいくため、労働力不足の解消や生活基盤の維持など、より一層スピード感を持ったまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 災害に強いまち・ひとづくり

東日本大震災、能登半島地震などの地震災害、頻発する豪雨災害、猛暑による異常気象など、日本を取り巻く自然災害は激甚化しています。

本町では災害に強いまちづくりを推進するため、自助・共助・公助の視点を踏まえた、避難支援への対応、インフラ老朽化への対応、防災訓練の強化に加えて、広域連携の仕組み・強化を計画的に進めていきます。

(3) 官民連携を通じた地域活性化

多様化する住民ニーズに対し、質の高い住民サービスを提供するため、行政だけではなく、民間企業の知見やノウハウなどの活用が重要となります。具体的には、近鉄吉野線沿線の発展的な活用や旧吉野小学校跡地の活用などに民間活力を導入することで地域の活性化を進めていくことが求められています。

限られた資産を有効活用し、官民連携・共創によるまちづくりを推進することができる計画を目指します。

(4) 多文化共生社会の実現

現在、製材業を中心に多くの外国人労働者が本町で勤務しており、労働力不足解消の一助となっています。また、今後人口減少が加速すると見込まれる中で、外国人の労働力はさらに重要性が増すと考えられます。

本町では「つながる日本語教室」をはじめとした、外国人の生活環境改善に取り組んでおり、次期総合計画においても、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する計画を目指します。

6. 住民参加の手法

(1) 町民アンケートの実施

広く住民の意見を把握するためアンケートを実施するとともに、将来の吉野町のまちづくりを担っていく子どもを対象としたアンケートも実施します。また、住民の意見及び地域の意見を次期総合計画に反映していきます。

現時点で実施を予定しているアンケートは以下のとおりです。

No	調査対象	標本数
1	町民	2,000 人
2	中学生	吉野中学校全生徒

(2) 吉野町 LINE 公式アカウントによるアンケートの実施

上記(1)のアンケートとは別に 2020 年 7 月 17 日から運用を開始している吉野町 LINE 公式アカウントを活用し、アンケートを実施します。

(※具体的な実施方法や実施内容は、今後検討予定)

(3) 町ホームページでの意見募集

計画策定期間を通じて、町のホームページ策定過程の情報発信を行うとともに、次期総合計画の策定に向けて、住民のみなさまから意見やアイデアを出してもらう場所を設置します。

(4) 移住者(二地域居住者を含む)等の意見募集

今後、より一層魅力あるまちづくりを進めていくうえで、まちの魅力を知らため、そして、まちづくりの担い手の確保のため、移住者(二地域居住者を含む)等の意見を把握する機会を設定します。

(※具体的な実施方法や実施内容は、今後検討予定)

(5) パブリックコメントの実施

吉野町まちづくり基本条例第 32 条第 3 項の規定に基づき、町民の多様な意見を次期総合計画に反映するため、パブリックコメントを実施します。

7. 策定体制

(1) 策定審議会(議会代表、学識経験者、各種団体代表、住民等)

町長の諮問に応じて、次期総合計画について調査・審議し、答申します。

(2) 庁内検討会議(幹部職員等)

次期総合計画の原案を基に計画の内容をブラッシュアップし、次期総合計画の案を作成します。

(3) 各担当課

現状分析や課題整理をし、次期総合計画の原案を作成します。

(4) 事務局(政策戦略課)

次期総合計画の策定に係る事務を担います。

